

デジタル採点システム提供業務契約書（案）

収入

印紙

対象業務名 デジタル採点システム提供業務
契約金額 金額 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)
契約期間 契約日から令和7年3月31日
システム提供期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
ただし、新規の設定で時間を要する場合は、提供時間の始期を
令和6年4月5日まで後ろ倒しすることができる。

石川県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、乙が甲に対し、第1条以下の各条項に従ったシステムの提供を行うことに関し、以下のとおり契約を締結する。

（提供するシステムの内容・仕様）

第1条 乙は、甲に対し、別添仕様書記載のとおり本システムを提供するものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとする。

（再委託等の禁止）

第3条 乙は、本契約の実施を第三者に再委託（下請も含む。以下同じ。）してはならない。
2 業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、書面により以下の内容を申請し、甲の承諾を得なければならない。
(1) 再委託先
(2) 再委託する理由
(3) 再委託して処理する内容
(4) 再委託先において取り扱う情報
(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
3 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（運用上の制限事項）

第4条 甲及び乙は、本システムを運用するに当たって、次の各号の行為を運用上の制限事項と定めることに同意する。
(1) 他者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
(2) 他者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
(3) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
(4) 詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為又はそのおそれのある行為
(5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待に当たり若しくは公序良俗に反する画像、文書等を送信又は掲

載する行為

- (6) 無限連鎖講を開設し、又は加入を勧誘する行為
 - (7) 本システム等により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (8) 他者になりすまして本システム等を利用する行為
 - (9) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
 - (10) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為
 - (11) 他者の設備等又はインターネット接続システム用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (12) 法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為（売春、暴力、残虐行為等）
 - (13) 前各号の趣旨に照らし、甲又は乙が不相当と判断した行為
- 2 乙は、前項各号に定める甲の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、本システムの利用を停止することができるものとする。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実には発生していること、その蓋然性が大きいこと等乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに一時的に利用停止の措置を講じることができるものとする。

（通信利用の制限）

第5条 乙は、電気通信事業法第8条に基づき、天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本システムの提供を停止する措置をとることができるものとする。ただし、事前又は事後に甲に対し停止の理由等甲の求める事項を説明するものとする。

（一時停止）

第6条 乙は、次の各号が発生し、又は発生するおそれがある場合には本システムの全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとする。

- (1) 天災・事変等の非常事態、第三者の加害行為（サイバーテロ等）により業務の運用が不能となるとき
- (2) データセンターの保守・工事その他やむを得ない事由があるとき
- (3) 電気通信事業者が電気通信業務を中止するとき

2 前項の場合、乙は、事前又は事後に甲に対し停止の期間及びその理由を甲に対し書面で通知するものとする。

（利用料金の請求及び支払）

第7条 乙は、利用料金の支払を本システム使用後に書面をもって甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に利用料金を乙に支払わなければならない。

3 本システム提供期間において、第6条に定める本システムの提供の停止その他の事由により本システムを利用することができない状態が生じた場合であっても、甲は、本システム提供期間中の利用料金等の支払を要するものとし、乙は、当該本システムを利用できない状態となった日数に対応する日割り計算は行わないものとする。

- 4 甲の責に帰する事由により第1項にかかわる支払いが約定期間までに行われない場合、乙はその請求金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な事由なしに契約後業務に着手しないとき。
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、担保権の実行を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産、民事再生手続、会社更生手続の開始申立があったとき
 - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者(子会社・関連会社を除く)に譲渡したとき又はしようとしたとき
 - (7) 第4条に違反し、甲からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に違反が是正されないとき
 - (8) 前各号のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償金額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。)の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(不正行為に係る契約解除)

第10条 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(不正行為に係る賠償の予約)

第11条 乙は、本契約に関して前条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。
- 2 乙は、本契約に関して、前条第3号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前条第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 甲は、甲に生じた実際の損害額が第1項及び第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。

(記録及び情報の保全並びに引継ぎ)

第12条 乙は、第4条第2項、第5条、第6条第1項に基づき、システムの提供を停止した場合においても、本契約による一切の情報については、その保全に努めなければならないものとする。

- 2 乙は、契約期間の満了又は第8条第1項、第2項及び第9条第1項に基づき、本契約が終了した場合においては、甲の指示に従い、前項の情報に関して、甲の所有に係る情報を返還し、又は当該第三者への引継ぎに支障のないように努めるものとする。

(乙の責任の範囲)

第13条 本システムの実施期間中、本システムに不具合が生じた場合に、乙は、甲乙別途協議のうえ

定めた手順に従い当該不具合に対する対応措置をとるものとする。ただし、緊急の場合は、乙は自己の判断で対応措置をとることができるものとし、事後に甲に報告するものとする。なお、甲が不具合を発見した場合は、ただちに乙に通知するものとする。

- 合理的な範囲で第1項に基づく対応措置を繰り返したにもかかわらず、不具合が修正されなかった場合、甲及び乙は当該不具合の原因及び損害額等について協議するものとする。協議の結果、当該不具合が乙の責に帰するものであると判断された場合、本契約の解除の場合を除いて乙は賠償責任を負うものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。また、第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第15条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から提供料支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した延滞金及びその支払わない額を甲の支払うべき提供料から相殺し、なお不足を生ずるときには、さらに請求することができる。

- 前項の不足する額を請求する場合には、甲は乙から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞金を請求することができる。

(機密保持等)

第16条 乙は、本契約により直接又は間接に知り得た機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産の保護対策)

第17条 乙は、甲の承諾なくして、情報資産を複製してはならない。

- 乙は、本契約終了後又は甲の要請があったときは、業務に関する情報資産を甲へ返却しなければならない。
- 乙は、甲の了解を得て業務に関する情報資産を廃棄するときは、情報漏えいがないよう厳重なる注意をもって廃棄しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の滅失、漏洩又は毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講ずるとともに別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(知的財産権の保護)

第19条 乙は、業務において第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）を取り扱う場合は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、乙は、当該契約等の内容について事前に甲の承

諾を得ることとし、甲は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- 2 業務の執行に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、乙は必要な範囲で訴訟上の防衛を甲に講じなければならない。

(石川県情報調達共通特記仕様書の遵守)

第20条 乙は、甲の定めた石川県情報調達共通特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。ただし、項目名に（開発）と注記されている項目及び項番2（1）（2）、20は適用しない。

- 2 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、再委託先に対して甲の定めた特記仕様書の遵守義務を負わせるものとする。また、再委託先がこれに違反したときは、乙が本契約に違反したものとして、その責任を負わなければならない。

(情報セキュリティ事故)

第21条 乙は、情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、甲に対し情報セキュリティ事故発生時の緊急連絡先を明記した書類を提出しなければならない。

(情報セキュリティに関する教育)

第22条 乙は、業務を執行する従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

- 2 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときは、再委託先に対して甲の定めた特記仕様書の遵守義務を負わせるものとする。また、再委託先がこれに違反したときは、乙が本契約に違反したものとして、その責任を負わなければならない。

(係争処理)

第23条 甲及び乙は、業務を行うに当たって生じた第三者との係争については、次の各号に従い、請求を受けた当事者が責任をもって対応しその解決にあたるものとする。ただし、係争の原因が、本契約の相手方の責めに帰すべき事由に基づく場合には、その責任の割合に応じ、係争解決のために支出した金銭（弁護士費用等を含む。）を相手方に請求することができるものとする。

- (1) 請求を受けた当事者は、速やかに相手方に対し請求の事実及びその内容を通知し、対応につき協議するものとする。
- (2) 前号の係争の当事者とならない相手方も、相手方に必要な協力を行うものとする。
- (3) 請求を受けた当事者は、係争処理の進捗状況等を相手方に適宜報告するものとする。
- (4) 請求を受けた当事者が、相手方に対し、第1項ただし書による費用負担を求め、又は求める可能性のある場合には、係争処理の進捗状況を報告するとともに、費用負担を求める根拠及び支出を予定する費用の概算及び内訳等を通知しなければならないものとする。

(専属的管轄裁判所)

第24条 甲及び乙は、本契約に係る一切の紛争については、金沢地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(準拠法)

第25条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

(疑義の決定)

第26条 本契約の条項又は本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

以上の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県
石川県知事 馳 浩

乙